

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (税 務 課) 一
○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則 (危機対策課) 一

告 示

○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部改正 (農 業 振 興 課) 四
○県営土地改良事業の換地処分 (農 村 整 備 課) 四
○建設業許可の取消し (事 業 管 理 課) 四
○道路の区域変更(三件) (道 路 課) 四
○道路の供用開始(四件) (同) 五
○道路占用料規程の一部を改正する告示 (同) 六
○公有水面埋立ての免許 (港 湾 課) 六
○都市計画区域の変更(三件) (都 市 計 画 課) 七
○都市計画区域の廃止 (同) 一〇
○都市計画の変更(十八件) (同) 一〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (税 務 課) 一四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(三件) (同) 一五

病 院 局

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

一五

ページ

発 行

○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

○宮城県教育委員会職員安全管理規程の一部を改正する訓令

○博物館に相当する施設の指定

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

人事委員会

○人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

正 誤

○宮城県公報第一六五九号中

規 則

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(平成二十一年宮城県条例第八十三号)の施行期日は、平成二十二年三月三十一日とする。

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

第一条 防災行政無線の管理及び運用に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表SCC宮城県仙台地球の項中

SCC宮城県仙台地球

を

LASCOM宮城県仙台
スライパード地球

に改める。

別表第二号の表SCC宮城県宮城可搬地球一の項中

SCC宮城県宮城可搬地球一

を

LASCOM宮城県宮城
スライパード可搬地球

に改め、同表SCC自治体宮城県宮城可搬地球V七七〇七九の項中

SCC自治体宮城県宮城
可搬地球V七七〇七九

を LASCOM宮城県宮城
スライパード可搬地球
V七七〇七九

に改める。

別表第三号の表防災雨塚山の項の次に次のように加える。

防災仙台東		同	多賀城市鶴ヶ谷一・四・一 仙台東中継所内
固定局	基地局		

別表第四号の表SCC自治体宮城県宮城可搬地球V七〇〇の項中

SCC自治体宮城県宮城
可搬地球V七〇〇

を

LASCOM宮城県宮城
スライパード可搬地球
V七〇〇

に改め、同表防災仙台合庁の項中

固定局
基地局

を

固定局

に改め、同表SCC自治体宮城県宮城可搬地球V七一の項中

SCC自治体宮城県宮城
可搬地球V七一

を

LASCOM宮城県宮城
スライパード可搬地球
V七一

に改め、同表SCC自治体宮城

宮城県可搬地球V九五の項中

SCC自治体宮城県宮城
可搬地球V九五

を

LASCOM宮城県宮城
スライパード可搬地球
V九六

に

に改め、同表防災仙台東の項を削り、同表防災古川の項中

大崎古川旭四・一・一
大崎合同庁舎内

を

大崎市古川旭四・一・一
大崎合同庁舎内

に改め、同表SCC自治体宮城県宮城可搬地球V七二の

項中
SCC自治体宮城県宮城
可搬地球V七二

を LASCOM宮城県宮城
スライパード可搬地球
V七二

に改め、同表SCC自治体

宮城県宮城可搬地球V七三の項中

SCC自治体宮城県宮城
可搬地球V七三

を

LASCOM宮城県宮城
スライパード可搬地球
V七三

に改め、同表同五〇二丁五二二、五九一～五九六の項中

北部土木事
務所栗原地
域事務所長

同

を

北部土木事
務所栗原地
域事務所長

栗原市築館藤木五・一
栗原合同庁舎内

に改め、同表SCC自治体宮城県宮城可搬地

球V七四の項中

SCC自治体宮城県宮城
可搬地球V七四

を

LASCOM宮城県宮城
スライパード可搬地球
V七四

に改め、同表

SCC自治体宮城県宮城可搬地球V七五の項中

SCC自治体宮城県宮城
可搬地球V七五

を

<p>「 L A S C O M宮城県宮城 スライパード可搬地球 V七五</p>	<p>に改め、同表 S C C 自治体宮城県宮城可搬地球 V 七六の項中</p>	<p>「 S C C自治体宮城県宮城 可搬地球V七六</p>	<p>を</p>	<p>「 S L A S C O M宮城県宮城 スライパード可搬地球 V七六</p>	<p>に改め、同表 S C C 自治体宮城</p>	<p>「 県宮城可搬地球V九四の項中</p>	<p>「 S C C自治体宮城県宮城 可搬地球V九四</p>	<p>を</p>	<p>「 S L A S C O M宮城県宮城 スライパード可搬地球 V九五</p>	<p>改め、同表防災仙台港湾の項中</p>	<p>「 同</p>	<p>を</p>	<p>「 固定局</p>	<p>「 仙台市宮城野区港三・八・二〇 仙台塩釜港湾事務所内</p>	<p>を</p>	<p>「 仙台市宮城野区港三・一・三 仙台塩釜港湾事務所内</p>	<p>「 同表防災阿武隈流水の項中</p>	<p>「 岩沼市下野郷字赤江川一・三 中南部下水道事務所仙南浄化セ ンター内</p>	<p>を</p>	<p>「 岩沼市下野郷字赤江川一・三 中南部下水道事務所仙南浄化セ ンター内</p>	<p>「 岩沼市下野郷字赤江川一・三 中南部下水道事務所仙南浄化セ ンター内</p>	<p>に改め、同表 S C C 自治体宮城県宮城可搬地球 V 九八の</p>	<p>「 S C C自治体宮城県宮城 可搬地球V九八</p>	<p>を</p>	<p>「 L A S C O M宮城県宮城 スライパード可搬地球 V九八</p>	<p>「 ダム一〇一〇一〇三の項中</p>	<p>「 大崎地方ダム総合 事務所長上大沢 △管理事務所内</p>	<p>「 大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川四 五大崎地方ダム総合事務所上大沢 △管理事務所内</p>	<p>「 同</p>	<p>「 同</p>	<p>に改め、同表防災荒砥沢の項中</p>
--------------------------------------------------	------------------------------------------	------------------------------------	----------	----------------------------------------------------	---------------------------	------------------------	------------------------------------	----------	----------------------------------------------------	-----------------------	------------	----------	--------------	----------------------------------------	----------	---------------------------------------	-----------------------	----------------------------------------------------	----------	----------------------------------------------------	----------------------------------------------------	----------------------------------------	------------------------------------	----------	--------------------------------------------------	-----------------------	-------------------------------------------	----------------------------------------------------------	------------	------------	-----------------------

<p>「 栗原市栗駒文字字荒砥沢 △管理事務所内</p>	<p>を</p>	<p>「 栗原市栗駒文字字荒砥沢五七 △管理事務所内</p>	<p>に改め、同表</p>	<p>「 水防荒砥沢ダム一〇〇一の項中</p>	<p>「 一水防荒砥沢ダム一〇〇一</p>	<p>を</p>	<p>「 一水防荒砥沢ダム一〇〇一</p>	<p>「 栗原市一迫字長崎川台五三・十二 栗原地方ダム総合事務所小田ダム 管理事務所内</p>	<p>「 栗原市一迫字長崎川台五三・十二 栗原地方ダム総合事務所小田ダム 管理事務所内</p>	<p>を</p>	<p>「 栗原市一迫字川台五三・一二 栗原地方ダム総合事務所小田ダム 管理事務所内</p>	<p>に改め、同表水防小田ダムの項中</p>	<p>「 栗原地方ダム総合 事務所小田ダム管 理事務所内</p>	<p>「 栗原市一迫字長崎川台五三・十二 栗原地方ダム総合事務所小田ダム 管理事務所内</p>	<p>を</p>	<p>「 同</p>	<p>に改め、同表水防小田ダム一、一〇</p>	<p>「 一の項中</p>	<p>「 一水防小田ダム一、一〇〇</p>	<p>を</p>	<p>「 一水防小田ダム一、一〇〇</p>	<p>「 栗原地方ダム総 合事務所小田ダ △管理事務所内</p>	<p>「 栗原市一迫字長崎川台五三・十二 栗原地方ダム総合事務所小田ダム 管理事務所内</p>	<p>を</p>	<p>「 同</p>	<p>「 同</p>	<p>に改める。</p>	<p>「 第一条 防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を次のように改正する。 別表第四号の表同五〇二一、五二一、五九一、五九六の項中</p>	<p>「 同五〇二一、五二一、五九一、五九六</p>	<p>を</p>
----------------------------------	----------	------------------------------------	---------------	-------------------------	-----------------------	----------	-----------------------	---------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	----------	-------------------------------------------------------	------------------------	------------------------------------------	---------------------------------------------------------	----------	------------	-------------------------	---------------	-----------------------	----------	-----------------------	------------------------------------------	---------------------------------------------------------	----------	------------	------------	--------------	--------------------------------------------------------------------------------	----------------------------	----------

「防災宮城五〇二、五〇六、五〇八、五一一、五〇九、五九六」

に改め、同表防災宮城二二の項を削り、同表消防宮城二二、二〇、

二二、三〇の項中

「消防宮城二二、二〇、二二、三〇」

を

「消防宮城二四、二〇、二二、三〇」

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百四十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十六日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備えて置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

古川市のうち次に掲げる区域大字新田の項中「のうち、一番から一八九番の二まで及び一九二番の二から二二三番まで」及び「のうち一番から二二〇番の二まで及び二四四番から二五七番まで」を削る。

○宮城県告示第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
上区東部地区

二 処分の年月日

平成二十二年三月十七日

○宮城県告示第二百四十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十二年三月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可工事の種類	受付年月日
有限会社菅勉建設 菅原 勉	仙台市太白区鉤取二丁目三十三番二十三	般、十六 第三千二百四	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 二月五日
株式会社太田産 業 太田 忠雄	石巻市鹿又字矢袋屋敷合十四、二	般、十八 第七千二	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十二年 二月五日
大谷地造園土木 株式会社 佐藤 俊雄	仙台市太白区大谷地三、八	般、十七 第七千九十	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 造園工事業	平成二十二年 二月四日
東北大進設備株式会社 菅井 孝司	仙台市青葉区上愛子字上町十三、一	般、十八 第二万二千四 百三十三	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 二月三日
八巻建築工事業 店 八巻 義光	黒川郡大郷町羽生字原畑一	般、二十一 第一万七千 六十七	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十二年 二月十日
エス・バイ・工 事 佐々木 勉	仙台市若林区六丁目の目中町七、七十三	般、十六 第九十一	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 二月二日
社 結城 孝	仙台市宮城野区幸町二丁目二十三、一	特、二十 第一万八千 百五十	一部廃業 特定建設業 土木工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 二月一日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 角田柴田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）	
後	前	後	前	後	前	後	前
角田市神次郎字中田九六番一 地先から 同市神次郎字中田一〇一番一 地先まで		一一・九	一三・五	三五・五	三六・五	三七・二	三七・二

○宮城県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜巨理線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）	
後	前	後	前	後	前	後	前
岩沼市押分字新田東一九一番三 地先から 同市早股字新小林二四番一 地先まで		九・〇	九・〇	三六・〇	三三・四	一七八・〇	一七八・〇

○宮城県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 築館栗駒公園線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）		備考
後	前	後	前	後	前	後	前	
栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班 二小林班地先から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班 二小林班地先まで		一四・〇	一三・〇	二五・四	一九・五	一〇八・二	一〇八・二	区間その一
栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班 二小林班地先から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班 二小林班地先まで		一四・〇	一三・〇	二五・四	一九・五	一〇八・二	一〇八・二	区間その二

○宮城県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館栗駒公園線	栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班二小林班地先から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班二小林班地先まで（区間その一）	平成二十二年三月二十六日
県道	築館栗駒公園線	栗原市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班二小林班地先から 同市栗駒沼倉栗駒岳国有林一五林班二小林班地先まで（区間その二）	平成二十二年三月二十六日

先まで(区間その二)

○宮城県告示第二百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字伊里前二三三番八地先から同郡同町歌津字伊里前三三三番八地先まで	平成二十二年三月二十六日

○宮城県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字新田東一九三番一地先から同市押分字奥山七八番一地先まで	平成二十二年三月二十九日

○宮城県告示第二百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜亘理線	岩沼市押分字新田東一六二番三地先から同市早股字新小林二四番一地先まで	平成二十二年三月二十九日

○宮城県告示第二百五十四号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程(平成九年宮城県告示第四百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「昭和六十二年四月一日以降、及び「新たに」を削り、「設置する電線類」の下に、「地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。」を加え、「六分の五」を「九分の八」に改め、同項第七号中「昭和六十二年四月一日以降、及び「新たに」を削り、「電線類」の下に、「地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。」を加え、「六分の五」を「九分の八」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路占用料規程の規定は、この告示の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

○宮城県告示第二百五十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十年八月二十一日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八十番地十二、同蒲生字町八十八番地二に接する地先公有水面及び同蒲生字町八十八番地二並びに同九十七番地に接する国有海浜地に接する地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑧の地点を直線で結んだ線及び⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位(D・L+・四八メートル)における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑨の地点を直線で結ぶ平成十九年度の秋分の満潮位(D・L+・四八メートル)における公有水面と同区蒲生字町九十七番地に隣接する既設防波護岸との境界線に囲まれた区域

①の地点 宮城県仙台塩釜港仙台区(南防波堤外端)に設置されている仙台南防波堤灯台

(北緯三八度一五分五秒、東経一四一度〇二分四九秒)(以下「基点」といふ)から二六八度五八分〇六秒、一、六六九・七二メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から二四五度五六分四八秒、六〇・五九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二二一度四分〇六秒、一三七・七一メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二二一度四分〇六秒、一・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二二一度四分〇六秒、五・五九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二七六度〇八分三一秒、一・三・六二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三一度〇八分三一秒、一・〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二七六度〇八分三一秒、一四八・〇七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から六五度四九分四六秒、三八三・七一メートルの地点

(三) 面積

二九、三三三・七〇平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八十番地十二、同八十番地二十四、同蒲生字町八十八番地二、同八十八番地七、同九十七番地の地内並びに同中野字高松八十番地十二、同蒲生字町八十八番地の二の地先公有水面及び同蒲生字町八十八番地二並びに同九十七番地に接する国有海浜地に接する地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び①の地点と⑱の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から二六九度五六分二七秒、一、六三三・六一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一七五度二七分一三秒、三八・九三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二一九度五九分〇四秒、二六七・四三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二七六度一五分三〇秒、三九八・一九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三一五度三九分三一秒、五四・四八メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から五〇度〇三分三三秒、一二二・八〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から九六度一分四三秒、一一・一六メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から五四度二分〇四秒、三〇〇・六三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から六〇度二分二二秒、一九・二七メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から七一度〇九分二二秒、一四・七二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から八三度二八分二四秒、一三・九九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から九五度〇六分〇四秒、一六・七〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一〇度二分〇一秒、一六・四八メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二二度五二分〇一秒、一七・一九メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三三度五二分三三秒、一一・七二メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三三度三〇分二九秒、九一・三七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二二九度四七分二一秒、二六・三三メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一〇八度一三分一四秒、二三・九二メートルの地点

(三) 面積

一一一、三四六・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地(護岸用地を含む。)

○宮城県告示第二百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、迫都市計画区域、登米都市計画区域、東和都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十二年三月二十六日

一 都市計画区域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗原市	行政区域名	町 字	川崎、荒坊、新荒坊	小 字	全部又は一部の区別	三 都市計画区域から除外される土地の区域																
						登米市	石越町北郷	石越町南郷	栗駒中野	栗駒鳥沢	栗駒里谷	栗駒猿飛来	若柳字大林	若柳字福岡	若柳字上畑岡	若柳武鎗	若柳字川南	築館字八沢	築館字照越	築館字富	地蔵堂、北田沖、若宮	
						西、南	小谷地前	田町東、鏡ヶ淵	山王下	大釜前	峰前	北上野、鏡ヶ淵、上野原東	外袋	中江向	横峯	字上午房、字下午房	川原、川原前、戸ノ西	忽滑沢	一号、二号	荒瀬沖、境、下熊川	梨木平、大袋、天神前、大袋道	一部
一部						一部	一部	一部	一部	一部	全部	一部	一部	一部	一部	全部	一部	一部	一部	全部	全部	一部

登米市	石越町南郷	栗駒岩ヶ崎	栗駒中野	若柳字川南	築館字八沢	志波姫上戸南	志波姫南郷	仲江、南、館前	裏山	菅蒲沢、上野原南	川原前	南沢	蓬田、堅沢
								峯、峯沖、神明崎、新神明崎、新加美田	全部	一部	一部	一部	一部

○宮城県告示第二百五十八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域を次のとおり変更した。
 平成二十二年三月二十六日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画区域の名称
 大崎広域都市計画区域
 二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
 無し
 三 都市計画区域から除外される土地の区域
 無し

○宮城県告示第二百五十九号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、鷲沢都市計画区域を廃止した。
 平成二十二年三月二十六日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、迫都市計画、登米都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
平成二十二年三月二十六日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

登米都市計画区域

○宮城県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画道路

2 名称 三・四・一号 北方中田線、三・四・二号 西館大網線、三・五・七号 石森佐沼線

三・五・八号 中江塚崎線、三・五・九号 中江末広線、三・五・一〇号 中江飯島線

三・六・二〇号 錦平柳線、三・五・一四号 米谷大橋線、三・五・一五号 米谷中央線

三・五・一六号 新大橋線、三・四・五号 新田加ヶ巻線、三・五・一八号 柳津大通線

三・五・一九号 柳津宮町線

二 都市計画の変更の種類

名称の変更

○宮城県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、迫都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画土地区画整理事業

2 名称 中江土地区画整理事業

二 都市計画の変更の種類

名称の変更

○宮城県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

栗原都市計画区域

○宮城県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画道路

2 名称 三・三・一号 国道幹線、三・四・二号 源光町田線、三・四・七号 石越駅四ツ谷線、

三・四・八号 新山十文字線、三・四・九号 川北川南線、三・四・一二号 末町三島線、

三・五・一三号 中央線、三・五・一四号 一迫北線、三・五・一七号 金成石越線、

三・五・一八号 新山下町線 三・五・一九号 末町上小路線 三・六・二二号 茂庭町田町線

二 都市計画の変更の種別
名称の変更

○宮城県告示第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、築館都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画公園

2 名称 五・六・一号 築館総合運動公園

二 都市計画の変更の種別

名称の変更

○宮城県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鷺沢都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

鷺沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更の種別

廃止

○宮城県告示第二百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鷺沢都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついでの関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 鷺沢都市計画道路

2 名称 三・四・一号 五輪原荒町線、三・四・二号 館浦宮下線

二 都市計画の変更の種別

廃止

○宮城県告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鷺沢都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 鷺沢都市計画公園

2 名称 四・五・一号 金田森公園

二 都市計画の変更の種別

廃止

○宮城県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鷺沢都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画下水道

2 名称 迫川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

なし

2 廃止する部分

鷺沢都市計画迫川流域下水道が決定されている区域

○宮城県告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、鳴子都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

大崎広域都市計画区域

○宮城県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鳴子都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画風致地区

二 都市計画の変更の種類

名称の変更

○宮城県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画道路

3・2・1号 米袋荒谷線 3・4・2号 鶴ヶ埵新田線 3・4・3号 古川中央線、

3・4・4号 李埴飯川線 3・5・7号 大崎大通線 3・5・2号 並柳福浦線

3・5・1号 駅前二号線、3・2・1号 鶴ヶ埵沖稲葉線、3・3・2号 三本

木幹線 3・5・2号 南町館山線、3・5・2号 北町中央線、3・5・2号

新町菅刈線、3・4・2号 鹿島台駅前線、3・5・2号 鹿島台大通線、3・3・

3・3号 岩出山幹線、3・4・3号 通丁南町通線、3・4・3号 東川原轟線、

3・4・3号 上川原要害線、3・4・1号 田川平柳線、3・4・1号 色

麻下多田川線 3・5・1号 並柳菜切谷線、3・4・1号 田川高川線、3・

3・2号 南小田北浦線、3・4・2号 彫堂線、3・4・2号 新町小

牛田駅停車場線、3・4・2号 石巻酒田線、3・5・2号 小牛田駅停車場松

山線、3・4・2号 駒米線 3・6・2号 素山化粧坂線 3・2・2号

号 関根線、3・3・3号 中島砂田線、3・4・3号 砂田黄金線、3・4・

3・4号 本町下築線、3・4・3号 涌谷大通線

二 都市計画の変更の種類

名称の変更

○宮城県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画公園

2 名称 九・六・一号 化女沼公園、五・五・一号 新世纪公園

二 都市計画の変更の種類
名称の変更

○宮城県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画、岩出山都市計画及び中新田都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画緑地

2 名称 一号 新江合川緑地、二号 岩出山江合川緑地、一〇一号 鳴瀬川中新田緑地

二 都市計画の変更の種類
名称の変更

○宮城県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画土地地区画整理事業

2 名称 大崎市古川南土地地区画整理事業

二 都市計画の変更の種類
名称の変更

○宮城県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、古川都市計画、鹿島台都市計画及び小牛田都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついでの関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。
平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 鳴瀬川流域下水道

二 都市計画の変更の種類
名称の変更

○宮城県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大郷都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域
大郷都市計画区域

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十二年度税務総合管理システム運用管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十二年三月十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都

江東区豊洲三丁目三番三号

- 五 契約金額 三千八百八十万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

病院局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県立循環器・呼吸器病センター院長 佐藤 尚

- 一 落札に係る調達案件の名称及び数量 宮城県立循環器・呼吸器病センター清掃等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県立循環器・呼吸器病センター 宮城県栗原市瀬峰根岸五十五番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年三月十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 同和興業 株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六の一
- 五 落札金額 四千六百三十万五千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県立精神医療センター院長 小高 晃

- 一 落札に係る調達案件の名称及び数量 宮城県立精神医療センター清掃等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県立精神医療センター 宮城県名取市手倉田字山無番地
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年三月五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社 包徳 宮城県仙台市青葉区通町二丁目九の一
- 五 落札金額 六千八十五万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県立がんセンター総長 菅 村 和 夫

- 一 落札に係る調達案件の名称及び数量 宮城県立がんセンター清掃等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県立がんセンター 宮城県名取市愛島塩手字野田山四十七番地一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年三月五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社 包徳 宮城県仙台市青葉区通町二丁目九の一
- 五 落札金額 二億三千百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年一月二十二日

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県教育委員会 委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第一号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中

宮城県第一女子高等学校	仙台市
宮城県第三女子高等学校	

を

宮城県仙台一華高等学校	仙台市
宮城県仙台三桜高等学校	

に、

宮城県石巻高等学校

宮城県鹿島台商業高等学校	宮城県古川工業高等学校	宮城県田尻さくら高等学校	宮城県松山高等学校	宮城県田尻高等学校	宮城県岩出山高等学校	宮城県古川黎明高等学校	宮城県古川高等学校
大崎市							

宮城県白石高等学校	宮城県白石女子高等学校	宮城県白石工業高等学校
白石市		

宮城県塩釜女子高等学校	宮城県塩釜高等学校	宮城県石巻商業高等学校	宮城県石巻工業高等学校	宮城県水産高等学校	宮城県河南高等学校	宮城県飯野川高等学校	宮城県石巻好文館高等学校
塩竈市		石巻市					

を

を

を

宮城県鹿島台商業高等学校	宮城県古川工業高等学校	宮城県田尻さくら高等学校	宮城県松山高等学校	宮城県岩出山高等学校	宮城県古川黎明高等学校	宮城県古川高等学校
大崎市						

宮城県白石高等学校	宮城県白石工業高等学校
白石市	

宮城県塩釜高等学校	宮城県石巻商業高等学校	宮城県石巻工業高等学校	宮城県水産高等学校	宮城県石巻北高等学校	宮城県石巻好文館高等学校	宮城県石巻高等学校
塩竈市		石巻市				

に改

に

に

め、同表宮城県志津川高等学校の項の次に次のように加える。

宮城県仙台二華中学校	仙台市
------------	-----

第二十七条第二項の表中	宮城県飯野川高等学校	十三浜校	石巻市
	を		

宮城県石巻北高等学校	飯野川校	石巻市
に改める。		

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程(昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表中、「宮城県第二女子高等学校 宮二女」を、「宮城県仙台二華高等学校 仙二華高」に、

「宮城県飯野川高等学校 飯高」を、「宮城県石巻北高等学校 石北高」に、

「宮城県塩釜高等学校 塩高」を、「宮城県塩釜高等学校 塩高」に、

「宮城県塩釜女子高等学校 塩女」を、「宮城県塩釜高等学校 塩高」に、

「宮城県白石高等学校 白高」を、「宮城県白石高等学校 白高」に、

「宮城県白石女子高等学校 白女」を、「宮城県白石高等学校 白高」に、

「宮城県志津川高等学校 志高」を、「宮城県志津川高等学校 志高」に改め、

「宮城県古川黎明中学校 古黎中」を、「宮城県仙台二華中学校 仙二華中」に改め、

「宮城県古川黎明中学校 古黎中」を、「宮城県古川黎明中学校 古黎中」に改め、

「宮城県田尻高等学校 田高」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十六日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成二十二年宮城県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策に關すること。

五 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策に關すること。

第二十二條第四項中「本庁にあつては、」を「、本庁にあつては、」に、「課又は係」を「班又は所属長が指名する者」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会告示第七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する博物館に相当する施設として平成二十二年三月十七日次のとおり指定した。

平成二十二年三月二十六日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸 一

施設名	所在地	設置者
東北学院大学博物館	宮城県仙台市青葉区土樋一丁目三番一号	学校法人東北学院

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十九号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

新中島南北区集会所の項中「新中島南北区集会所」を「新中島南区集会所」に、東松島市矢本西公民館の項中「東松島市矢本西公民館」を「東松島市矢本市民センター」に、東松島市下町地区学習等供用施設の項中「東松島市下町地区学習等供用施設」を「東松島市矢本市民センター」に、東松島市大塩公民館の項中「東松島市大塩公民館」を「東松島市大塩市民センター」に、東松島市大曲地区コミュニティセンターの項中「東松島市大曲地区コミュニティセンター」を「東松島市大曲市民センター」に、東松島市赤井公民館の項中「東松島市赤井公民館」を「東松島市赤井市民センター」に、東松島市小野公民館の項中「東松島市小野公民館」を「東松島市小野市民センター」に、東松島市野蒜公民館の項中「東松島市野蒜公民館」を「東松島市野蒜市民センター」に改める。

人事委員会

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・六・二十四

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に、「（四時間）」を「（四時間（次項に定める学校職員にあつては、同項に定める時間。以下この項において同じ。））」に、「第十条第一項」を「第八条の四第一項」に、「第十五条第一項において」を「以下」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「半日勤務時間の割振り変更」を「四時間の勤務時間の割振り変更」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第五条の人事委員会規則で定める学校職員及び人事委員会規則で定める時間は、任命権者が、人事委員会の承認を得て別に定める学校職員及び時間とする。

第四条中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改め、同条を同条第五項とし、同項の前に次の四項を加える。

任命権者等は、条例第六条第一項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当する学校職員から休憩時間の変更の申出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときは、当該学校職員の休

項を加える。

憩時間を同項に規定する四十五分以上で、かつ、置かれている休憩時間に満たない時間とすることができる。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員（学校職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして次のいずれにも該当する者である場合における当該学校職員を除く。次号において同じ。）がその子を養育する場合

イ 就業していない者（就業日数が一月について三日以下の者を含む。）であること。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

ハ 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

二 小学校に就学している子のある学校職員が児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く場合

三 条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下、「要介護者」という。）を介護する学校職員が要介護者を介護する場合

四 妊娠中の女子学校職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校並びに公務に関する能力の向上に資する教育施設として任命権者等が認められたものにおいて修学する場合

2 前項の申出があつた場合においては、任命権者等は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該申出をした学校職員に対し通知するものとする。

3 第一項の申出をした学校職員において、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなる事由が生じた場合には、当該学校職員は遅滞なく、その旨を任命権者等に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる場合に該当しないこととなる事由が、子の出生である場合には、第二十五条第二項の規定による届出をもってこの届出に代えることができるものとする。

4 任命権者等は、第一項の申出又は前項の届出の内容について確認する必要があると認めるときは、当該申出又は届出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第五条の二を次のように改める。
（船舶に乗り組む学校職員の勤務時間の特例）

第五条の二 任命権者が、船舶に乗り組む学校職員の勤務時間を五十二週を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては、条例第三条第二項の規定に基づき定める時間）とする場合には、条例第七条の二第一項の人事委員会の承認を得たものとみなす。

2 任命権者が、船舶に乗り組む学校職員の休憩時間を当該学校職員の勤務時間が一日について七時間四十五分の場合にあつては一時間、当該学校職員の勤務時間が一日について七時間四十五分以上十五時間三十分以内（公務上臨時の必要があるときは、一日について十五時間三十分以上三十一時間以内）の場合にあつては一日について少なくとも八時間三十分（公務上臨時の必要があるときは、二日について少なくとも十七時間）と定める場合には、条例第七条の二第三項の人事委員会の承認を得たものとみなす。

第六条の二第二項中、「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間の指定）
第十四条の二 条例第八条の四第一項の人事委員会規則で定める期間は、給与条例第十四条第三項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において、「六十時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間とする。

2 任命権者等は、条例第八条の四第一項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日（条例第九条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）及び代休日（条例第十条第一項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第四項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る六十時間超過月における給与条例第十四条第三項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第六項において、「六十時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間の時間を指定するものとする。

一 給与条例第十四条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間中に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 給与条例第十四条第一項ただし書又は第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与条例第十四条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める時間を単位として行うものとする。

一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の学校職員 四時間又は七時間四十五分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）

二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 四時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合には、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は勤務日ごとの勤務時間の時間数となる時間）

4 任命権者等は、条例第八条の四第一項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者等が、業務の運営並びに学校職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者等は、学校職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者等は、条例第八条の四第一項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした学校職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該学校職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手續に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

第十五条第一項中「(同項に規定する代休日を含む。以下同じ。)」及び「(条例第九条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

条例第十二条第一項第一号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、当該付与すべきものとされている日数とする。

一 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）、二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）、百五十五時間に条例第三条第二項、第三項及び第四項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの平均勤務時間数（四週間を超えない期間内の勤務時間数を同期間内の勤務日数で除して得た時間数をいう。）を一日として日に換算して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

第十七条中「職員」を「学校職員」に改め、「日数」の下に「を超えない範囲内の残日数」を加える。

第十八条第二項中「第十六条第一項に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 一時間を単位として使用した年次有給休暇の日を換算する場合には、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一 次号から第四号までに掲げる学校職員以外の学校職員 七時間四十五分

二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

イ 育児休業法第十条第一項第一号 三時間五十五分

ロ 育児休業法第十条第一項第二号 四時間五十五分

ハ 育児休業法第十条第一項第三号又は第四号 七時間四十五分

三 齊一型短時間勤務職員（前号に掲げる学校職員のうち、齊一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

四 不斉一型短時間勤務職員（第二号に掲げる学校職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 七時間四十五分

第二十条第一項第二十七号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、前項第六号、第十六号、第十七号、第十九号及び第二十号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第二十条に次の一項を加える。

3 一時間を単位として使用した前項ただし書の休暇の日を換算する場合には、次の各号に掲げる学

校職員

校職員

<p>校職員に区分に応じ、当該規定に定める時間数をもちいすこととする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる学校職員以外の学校職員 七時間四十五分</p> <p>二 第一号短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（七時間四十五分を繰る算出にありついで、七時間四十五分より一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）</p> <p>三 不斉一型短時間勤務職員 七時間四十五分</p> <p>第二十九条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」と改める。</p> <p>附 則 (施行期日) 一 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して六月を超え、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して六月を超え、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>2 改正後の人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休職等に関する規定）第三十三条第三項の改正による人事委員会規則八・六の規則の施行の日については、この規則の施行の日と同一の日とする。</p>	<p align="center">公 安 委 員 会</p>	<p>○宮城県公安委員会規則第 4 号 宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成22年 3月26日 宮城県公安委員長 中村 孝也</p> <p>宮城県道路交通規則の一部を改正する規則 別表第 2 中</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="430 190 502 492">「 15 一般国道47号（仙台北部道路）」</td> <td data-bbox="430 492 502 1075">宮城県利府町加瀬字船岡地内先から宮城県利府町沢乙字奥沢35番85号先まで</td> <td data-bbox="430 1075 502 1131">」を</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 190 399 492">「 15 一般国道47号（仙台北部道路）」</td> <td data-bbox="327 492 399 1075">宮城県利府町加瀬字船岡地内先から黒川郡置合町穀田字松葉55番12号先まで</td> <td data-bbox="327 1075 399 1131">」に</td> </tr> </table> <p>改める。</p> <p>第 2 条 宮城県道路交通規則の一部を次のように改正する。</p> <p>第 3 条第 1 項第 3 号ウ中「捜査及び」を「捜査、交通の取締りその他」に改め、同項第 5 号イ中「外見上」を削り、「車両であることが明らかでない」を「用務に従事するもの」に、「捜査及び」を「捜査、</p>	「 15 一般国道47号（仙台北部道路）」	宮城県利府町加瀬字船岡地内先から宮城県利府町沢乙字奥沢35番85号先まで	」を	「 15 一般国道47号（仙台北部道路）」	宮城県利府町加瀬字船岡地内先から黒川郡置合町穀田字松葉55番12号先まで	」に
「 15 一般国道47号（仙台北部道路）」	宮城県利府町加瀬字船岡地内先から宮城県利府町沢乙字奥沢35番85号先まで	」を						
「 15 一般国道47号（仙台北部道路）」	宮城県利府町加瀬字船岡地内先から黒川郡置合町穀田字松葉55番12号先まで	」に						

<p>交通の取締りその他」に改め、同項第 6 号ア中「外見上」を削り、「車両であることが明らかでない」を「用務に従事するもの」に、「捜査及び」を「捜査、交通の取締りその他」に改め、同項第 7 号ア中「外見上」を削り、「車両であることが明らかでない」を「用務に従事するもの」に、「捜査及び」を「捜査、交通の取締りその他」に改め、同条第 2 項中「者は、」の次に「交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）又は警察署長を経由して」を加え、同条第 3 項中「者は、」の次に「交通規制課長又は警察署長を経由して」を加える。</p> <p>第34条第 1 項を次のように改める。</p> <p>次に掲げる講習を受けようとする者は、第 1 号、第 6 号、第 7 号、第 15 号及び第 17 号については交通部運転教育課長（以下「運転教育課長」という。）を、第 2 号から第 4 号まで及び第 16 号については法第 108 条の 2 第 3 項の規定により委託された者から運転教育課長を、第 5 号については交通部交通企画課長を、第 8 号から第 14 号までについては運転免許課長を経由して、それぞれ公安委員会に申出又は申請しなければならない。</p> <p>(1) 令第 37 条の 6 第 2 号に規定する運転者特定任意講習</p> <p>(2) 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習のうち、更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の者（更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上の者にあつては、法第 101 条の 4 第 2 項の規定に基づく認知機能検査を受け、認知機能が低下しているおそれがないと認められたものに限る。以下第 3 号において同じ。）が自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて、公安委員会の確認を受けるもの（以下「チャレンジ講習」という。）</p> <p>(3) 前号の確認の結果、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者が希望により受講する法第 108 条の 2 第 2 項の規定による講習で、国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（以下「簡易講習」という。）</p> <p>(4) 前 2 号に掲げる講習以外のもので、更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の者が、次に掲げる区分に応じ、更新申請日前 6 月以内に任意に受講できるもの（以下「シニア運転者講習」という。）</p> <p>ア 更新期間が満了する日における年齢が 75 歳未満の者</p> <p>イ 更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上の者</p> <p>(5) 施行規則第 38 条第 1 項に規定する安全運転管理者等講習</p> <p>(6) 施行規則第 38 条第 2 項に規定する取消処分者講習</p> <p>(7) 施行規則第 38 条第 3 項に規定する停止処分者講習</p> <p>(8) 施行規則第 38 条第 4 項に規定する大型車講習、中型車講習又は普通車講習</p>

16	一般国道47号(仙台北部道路)	宮城県利府町加瀬字船岡地内先から黒川郡富谷町穀田字松葉55番12先まで
17	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
18	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から仙台市太白区山田字清太原地内先まで
19	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
20	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
21	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字石橋33番1先から柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
22	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
23	主要地方道塩釜吉岡線	宮城県利府町中央三丁目13番2先から宮城県利府町利府字新揺橋116番1先まで
24	主要地方道塩釜吉岡線	宮城県利府町沢乙字明沢4番5先から黒川郡大和町落合舞野字沙戸東05番3先まで
25	主要地方道仙台台松島線	宮城県利府町神谷沢字館ノ内2番2先から宮城県松島町根廻字桐田15番1先まで
26	主要地方道仙台台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
27	主要地方道塩釜亘理線	多賀城市町前一丁目5番1先から多賀城市町前一丁目186番地先まで
28	主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
29	主要地方道塩釜亘理線	名取市閉上一丁目無番地先から名取市下野郷字新田1番2先まで
30	主要地方道塩釜亘理線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1先から亘理郡亘理町字旧館61番21先まで
31	主要地方道塩釜港線	塩蘆市港町一丁目75番地先から塩蘆市港町二丁目127番地先まで
32	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から名取市植松字新橋105番1先まで
33	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
34	主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から塩蘆市港町一丁目75番地先まで
35	主要地方道仙台南ノソウ一線	仙台市若林区今泉字二本西25番1先から仙台市太白区茂庭字人來田中57番先まで

36	主要地方道仙台南ノソウ一線	仙台市太白区富田字八幡西147番先から仙台市太白区山田字清太原12番先まで
37	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩蘆市芦畔町115番2先から宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
38	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から多賀城市栄四丁目13番3先まで
39	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
40	一般県道亘理ノソウ一線	亘理郡亘理町達懐中泉字大原236番地先から亘理郡亘理町達懐牛袋字北新丁20番2先まで
41	一般県道岩沼海浜線	岩沼市押分字須加原129番1先から岩沼市末広二丁目340番4先まで
42	一般県道利府岩切停車場線	宮城県利府町富谷台四丁目41番6先から宮城県利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
43	市道土樋藤塚線(その1)	仙台市若林区土樋104番6先から仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
44	市道原町広岡線(その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
45	市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から仙台市太白区長町七丁目201番233先まで
46	市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
47	市道元寺小路福室線(その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目2270番3先から仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
48	市道元寺小路福室線(その4)	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
49	市道鶴ヶ谷仙台海線(その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
50	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
51	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から仙台市太白区郡山字源兵衛19番3先まで
52	市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から仙台市若林区六丁の目東町5番先(南東角)まで
53	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から岩沼市下野郷字藤曾根1番1先まで
54	市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から岩沼市吹上二丁目15番1先まで
55	市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から岩沼市押分字須加原129番1先まで

56	市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から岩沼市押分字須加原122番先まで
57	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大回159番1先から岩沼市押分字新大回422番1先まで
58	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根69番1先から岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
59	市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から多賀城市桜木三丁目226番2先まで
60	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内123番地先から仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
61	臨港道路中央5頭線	仙台市宮城野区港三丁目4番1号先から仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
62	臨港道路5頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
63	臨港道路5頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)から仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
64	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで

様式第6号確認者の項中「警察署交通課」を「警察署」に改める。

第3条 宮城県道路交通規則を次のように改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(高齢運転者等標章の申請等)

第3条の2 法第45条の2第1項の規定による高齢運転者等が運転する普通自動車の届出、同条第2項の規定による高齢運転者等標章の申請、同条第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付の申請、同条第4項の規定による高齢運転者等標章の返納又は施行規則第6条の3の3の規定による高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出は、交通規制課長又は警察署長を経由して行わなければならない。

第7条第2項中「法第49条の2第5項」を「法第49条の5」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成22年3月27日から、第2条の規定は同年4月1日から、第3条の規定は同年4月19日から施行する。

正 則

○宮城県公報第一六五九号(平成十七年五月二十四日付)中

行	段 下	正	誤
一三		東松島市小松字上浮足一六四番地	東松島市小松字上浮足一六四番
二四		同 市赤井字川前四番一〇〇番地七	同 市赤井字川前四番一〇〇番
二五		同 市矢本字河戸八番地	同 市矢本字河戸八番
二六		同 市矢本字上河戸二九二番地	同 市矢本字上河戸二九二番
二七		同 市矢本字町浦一五四番地	同 市矢本字町浦一五四番
二八		同 市矢本字関の内五五番地五	同 市矢本字関の内五五番五
二九		同 市矢本字蜂谷前二四番地	同 市矢本字蜂谷前二四番
三〇		同 東松島市立沼生活センター	東松島市立沼分館
三一		同 市矢本字立沼二六番地二	同 市矢本字立沼二六番二
三二		同 市矢本字鹿石前一六番地一	同 市矢本字鹿石前一六番一
一	上	同 市矢本字三間堀一四番地	同 市矢本字三間堀一四番
二		同 東松島市上小松生活センター	東松島市上小松分館
三		同 市小松字沢田前五五番地一	同 市小松字沢田前五五番一
四		同 東松島市手招集会所	東松島市手招分館
四		同 市小松字堰の内二番地	同 市小松字堰の内二番
五		同 東松島市下小松生活センター	東松島市下小松分館
五		同 市小松字沖砂利前三三二番地	同 市小松字沖砂利前三三二番
六		同 東松島市農村婦人の家	東松島市谷地分館
六		同 市小松字中砂利田一九番地二	同 市小松字中砂利田一九番二
七		同 市大曲字沼尻二二番地	同 市大曲字沼尻二二番
八		同 東松島市大曲浜西地区集会所	東松島市大曲浜西浜地区集会所
八		同 市大曲字下台一一八番地八	同 市大曲字下台一一八番八三
九		同 東松島市五味倉生活センター	東松島市五味倉分館
九		同 市大曲字弥治右エ門一六番地二	同 市大曲字弥治右エ門一六番二
一〇		同 東松島市上区生活センター	東松島市上区分館
一〇		同 市赤井字星場三一〇番地一	同 市赤井字星場三一〇番一

